

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 合理化反対闘争

第二節 主要労組の合理化反対闘争方針

石炭

石炭産業では前年の長期ストのさなかにいわゆる高炭価問題がとりあげられた。たしかに炭価は五二年三月の日銀物価指数をみると、昭和九一一年を一〇〇として総平均が三五三であるのにたいして四四七と大はばに上まわり、また国際的にみてもアメリカ一〇・五ドル、印度七・四ドル、西独九・〇ドルにたいして、わが国はけたちがいな二〇ドルを示している。そこで独占資本は、わが国の輸出商品の国際的な割高を是正して、対外競争力をふやすためには商品コスト引下げが必要であり、そのためには鉄鋼、肥料、造船、機械などのコストに占める比重の高い石炭の価格をひき下げるべきだと主張した。高炭価の原因の一つは独占価格のつり上げによるものであったにかかわらず、炭鉱資本家は労働者の高賃金が原因だとのべている。これは合理化(労働強化)によって石炭のコストを引き下げ、若干の価格下落を余儀なくされてもその負担を労働者に転嫁することを企図したものである。すなわち炭価引下げの問題は独占資本の内部(たとえば炭鉱資本など鉄鉱資本)に対立があったにかかわらず、結局再軍備をおしすすめようとしている独占資本の共通の利害にもとづいておし出されてきているものであるから、高炭価という利潤確保の一つの手段を失った分を、合理化による炭鉱労働者の搾取強化でうめ合わせようとするものであった。かくして高炭価問題は労働者の闘争を粉碎する武器として登場してきたのである。

このような情勢を察知した炭労では、二月二七日からひらかれた大会において企業整備にたいする方針をつぎのように決定した。

(企業整備闘争に関する件)

一、企業整備がくる要素について

米国依存による日本の経済方式は、米国並びに西欧諸国との貿易競争による世界市場の狭隘化と、世界的輸入制限と輸出競争の激化が極度に日本の経済を圧迫している。

国内的には、平和産業から軍需産業に切替られ、独占資本擁護、強化による中小企業、農民労働者の生活低下によって、購買力の減退が国内市場の狭隘化となりダンピングを要請されている。

再軍備を前提とする軍需経済のための低賃金と、失業漸増。

一切を米国、西欧との国際コストに合わせるための不当な生産価格。

炭鉱独占資本の安定政策並びに、炭価引下げを名目とする企業合理化。

以上の国内外の政治経済情勢からくる企業の合理化は、今迄と異っていわゆる軍需経済を中心とした再軍備のための地ならしとして、日本経済の総合的形成が急がれ、一方では国際コストに一致させる目的で強行される、従って、緩漫、散発的なものでなく、

政府自らの指導と、協力に基づき行われる強烈なものである。

二、政府経営者資本家の対策について

その考え方、方針の最終的な仕上げは未だみていないが、一応の考え方として、政府は竪坑開さく計画の推進、中小炭鉱融資の促進、税制改正、竪坑開さく資金として長期低利による国家資金の供給、石炭主要積出し港の港湾荷役能力の強化、ボタ処理低品位炭の有効利用、労働時間の延長を表面に出しているが、狙いとするものは炭鉱独占資本に対する融資、労働時間の延長或は低賃金をもって企業合理化、炭価引下げの要素としている。一方、資本家は、政府の融資と従来迄の負債の相殺を狙い、労働条件の引下げ、低賃金、人員整理に依って企業合理化を促進しようとしている。それが炭鉱企業の合理化の求めに応じ得る最短にして容易なる途であるからである。若干の竪坑が開さくされ機械化の前進をみられるだろうが、総体的に一切のしわよせが吾々労働者にくることは明らかである。経営能力の拙劣と、経営者自らの経営技術の低下等一切を含めて労働者の賃下げ、首切り、配置転換、労働強化に求めて対決せんとすることは当然であり、各所にその顕著なあらわれが具体的になってきている。

三、吾々の態度

- 1、経済の米国依存を排して、特にアジア大陸を中心とする貿易の再開
- 2、再軍備経済の排除、平和産業の拡充による国民生活の向上と購買力の増大
- 3、石炭の国有化
- 4、炭価の統制による国家的政策
- 5、経営参加による経済の民主化、特に中小炭鉱の共同経営、並びに労使の共同管理
- 6、そのために、労働者の犠牲による企業の合理化の反対
- 7、むしろ人員整理よりも、現在の労働強化の現実を認め、人員充足闘争を進めなければならない

四、そのための下部における企業整備反対闘争対策として

実質賃金の日常闘争に立上らなければならない。作業量の切羽毎の変更、或は基準外労働の削減による労働強化、福利厚生に対する実質的な引下げ等に、吾々は断乎反対して闘わなければならない。

特に坑内の条件は今次闘争を通じ非常に荒廃し、スト明け直後、直ちに多数の犠牲者を出し、その後も続出しつつあるということからみて吾々が日常闘争の中で遵法闘争、生産制限闘争に立上らなければならない。

実質賃金闘争、保安闘争の中から企業整備反対、不当機械化促進の反対、労働協約反対闘争と結びつけ、職場闘争委を組織しこの闘争を通じて万全の態勢を確立しなければならない。

五、争議態勢の確立について

- 1、統一ある罷業資金の積立て
- 2、労働金庫の活用
- 3、生活協同組合の設立

4、今次賃金闘争において経験したごとく主婦の力が家族闘争に迄発展して、長期闘争と切崩しや弾圧闘争に如何に重大な威力となったかは、明らかである。各支部は早急に、炭婦協の強化と組織化に特段の努力をしなければならない。

六、企業整備反対闘争委員会

以上の闘争を統一的に指導するため、次の闘争委員会、並びに闘争指導部を設ける。

- 1、統一闘争の理念を確認する
- 2、実力態勢をもって、企業整備の反対闘争をかちとる

3、企業整備反対闘争委員会の構成 中央ブロック(八社)

資本別代表、中央執行部、地方代表者をもって構成する。各地方は中央ブロックに準じ、出来るだけ統一あるブロックを形成する

4、企業整備反対闘争委員会の権限

統一闘争の原則にたち、全国的な企業整備反対闘争の指導権を確立し、具体的な最高戦術委員会となる。この戦術委員会の決定に従うことを原則とし、最終的な闘争指令権は、企業連、又は企業連のない支部はその支部の執行機関が当る。

炭鉱の貯炭は、五三年に入ってから毎月増加し、六月にはついに経済貯炭の限度とみなされる三五〇万トン台を突破するにいたった。かくして生産制限が一般化するとともに首切りの旋風は各山元をおそい、とくにその影響は中小炭鉱にするどくあらわれた。〔北海道地区〕新歌志内鉱一閉鎖、茂尻鉱一希望退職募集、〔常磐地区〕久の浜鉱一三九名整理、東亜炭鉱一一四名整理、その他〔山口地区〕第二藤山鉱一七〇名整理、上宇部鉱一二三名整理、その他〔九州地区〕人員整理を行ったのは小城、深江など一五鉱)、かくして中小炭鉱を多くかかえる日鉱では五月二三日、つぎのような企業整備反対闘争の指令を各地方本部に発し、具体的行動をよびかけるにいたった。

(企業整備反対闘争の具体化に関する件)

一日鉱本部指令第二号、昭和二八年五月二三日一

(第一)企業整備反対中央闘争委員会は五月二三日、本闘争の具体化について協議し、その積極的展開を決定した。本決定に基き次の通り指令する。各地方本部各支部は本指令にのっとり直に具体的行動を開始されたい。

一、外部に対して組織的な働きかけを行う

(1)働きかけの目標とスローガン

イ、総合的炭政策の樹立

ロ、国内炭の活用、国内炭に対する有効需要の増大

ハ、外炭輸入の制限(日本の産業は日本の石炭を使おう)

ニ、重油の無計画輸入反対(重油の無計画輸入反対)

ホ、貯炭融資、中小炭鉱への融資(中小炭鉱金融の強化)

ヘ、合理化、機械化、新坑開発等のための長期低利国家資金の融資(安い石炭は安い資金から)

ト、労働不安の除去(首切り、賃下げ、労働強化反対)

チ、炭鉱労働者の失業防止(炭鉱労働者の失業を防げ)

(2)具体的行動としての次の諸活動を行う

イ、政府に対する要請を行う通産省石炭局との懇談会を開催する

ロ、日本社会党との連携を強化し、政策審議会、国会対策会との連絡協議会を開催する

ハ、各党との懇談会を開催し国会内に於ける対策機関の設置を図る。そのため両院議長宛陳情書を提出する。また中央本部、各地方本部、各支部より全国会議員、特に通産労働両委員に対し要請文を提出する(各支部は葉書戦術を採用されたい)

二、石炭協会、石炭連合会との懇談会を開催し、問題の性格と必要性に応じ共同行動をとる。当面、まず、両業者団体からも国会に対し陳情を行わさせる

ホ、各地方本部、各支部は右に準じて地方自治体、地方議会に働きかける当面、県知事、県議会、市町村長、市町村議会として国会に対する陳情要請を行うようにする

ヘ、以上の要請、陳情は六月一五日迄を目安として実施する

(以下略)

これにひきつづき炭労でも、三月の伊東大会において決定した「企業整備反対闘争」の具体的方針にもとづき、四月六日一八日に第一回企業整備反対闘争委員会を開催して、この闘争を炭労の全国的な統一闘争とすることを決定した。さらに五月三〇日の中央執行委員会は、企業整備による

人員整理、配置転換、標準作業量引上げ反対のための請負給制度の廃止(拘束八時間、休憩一時間の完全実施)の闘争戦術を前提とした闘争方針をうち出した。六月一五日―一七日には第二回企闘をひらいて、それまでの企闘の結論を集約したつぎのような闘争指示を各地方ブロック、各資本別、各支部に発した。これは炭鉱の企業合理化をもたらした一つの原因が封建的な請負給制度にあるという点を明らかにし、これの撤廃のため統一的実力行使を指示したものであった。

(企業整備反対闘争の推進に関する指示)

第二回企闘(六、一五―一七)は前回企闘に於て判断した石炭界の情勢のその後における急激に深刻化した現状と、具体的に各支部に起っている企業整備の実態とを分析した結果、企業整備のなされる原因を造ったものはその主要なる原因が炭鉱における封建的請負制度にあるという結論に達し請負給制度を撤廃せざる限り企業整備から組合員を防衛する事は不可能であることを認めると共に、闘争の機動性を発揮し、しかも組合員各自が自分のものとして企業整備反対を闘いとるために、適切な措置が必要であるという観点に立って左記事項の実施を決定した。

よって各支部、資本別、地方ブロックは本指示に基き企業整備反対闘争に遺憾なき様闘争推進をはかるよう右指示する。

〔記〕

- 一、各ブロック毎に統一闘争を組織し、実力行使をもって反対闘争を行う。
- 二、実力行使の最終的目標は、請負給廃止に集約する。

請負給廃止の具体的な闘い方については各ブロックの実情と起ってきた企業整備の実態に即応し、各ブロックに於て決定する。請負給廃止闘争のため固定給者その他との間に不均衡な損害を蒙った請負給者について救済を講ずる。救済の方法については各ブロックまたは資本別、支部を単位とし、適切な方法で行う。

三、会社の行う生産制限に対しては反対して闘う。会社の行おうとする生産制限の方法には変則的な基準外作業の抑制、体日の増加、作業場の閉鎖或は集約、減耗人員の充足拒否等もろもろの手段を以て行ってくるが、これらの結果はいずれも労働強化となり労働条件の切下げとなる。従って会社の行う生産制限は前項(一)及び(二)の闘争の対象になる。

四、労働強化を阻止し、労働条件を維持向上し、完全雇傭を闘いとる。

労働強化阻止、労働条件の維持向上、完全雇傭の具体的な闘いは、減耗人員の充足、保安の完全実施、福利厚生の確保等の要求闘争があるが、これらの闘争の根幹は一切挙げて企業整備に起因している。従って現状においてはこれらの闘争は企業整備反対闘争の一環として闘う。

希望退職を募り人員減耗をはかる会社の行為も当然闘争の対象となる。

五、在京大手八社の企闘の事項に関しては中闘の下部機関としての中央ブロックを設け、中央ブロックにおいてとり上げる。中央ブロックは、中闘のうち地方代表者を除いて構成し、闘争委員会は随時開催する。

六、中小炭鉱の闘争は別紙「中小炭鉱のあり方」により分析された実態に即応し闘争を推進する。

七、闘争の原動力となる組織強化については、第七大会決定の組織方針に基いて行うことは勿論であるが、この際は特に職場組織の充実強化をはかる。

日本労働年鑑 第27集 1955年版
発行 1954年11月5日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
